

平成30年さぬき市議会第2回定例会議案

平成30年6月12日提出

市長提出議案

議案第46号 さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第46号

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のさぬき市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。